

議案第71号

宝塚市立文化芸術センター条例の制定について  
資料2 施設の利用料金に係る算出方法について

宝塚市立文化芸術センター条例(以下「条例」という。)第11条関係別表に規定する利用料金のうち、メインギャラリー(ギャラリー1)の「1人入場1回につき利用料金2,000円」は、上限額を定めるものであって、近隣で指定管理者制度を導入している美術館の特別展の利用料金の上限額を参考に規定しています。

また、各諸室の1室1日の利用に係る利用料金は、同じく上限額を定めるものであって、市内の方が1日利用した料金(下表中「1日利用市内」)に市外者加算として5割、さらに営利目的加算で5割、それぞれ上乘せした額としています。

(円)

諸室名 ( )内は条例上の区分	条例上の 利用料金	1日利用 市内	1日利用 市外	1日利用 市内・営利	1日利用 市外・営利
メインギャラリー(ギャラリー1)	120,000	60,000	90,000	90,000	120,000
サブギャラリー(ギャラリー2)	28,000	14,000	21,000	21,000	28,000
キューブホール(ホール)	36,000	18,000	27,000	27,000	36,000
アトリエ(造形室)	12,000	6,000	9,000	9,000	12,000
会議室(会議室)	8,000	4,000	6,000	6,000	8,000

その他共用スペースを占有して利用する場合の利用料金

(円)

1時間につき1平方メートル当たり	24	12	18	18	24
------------------	----	----	----	----	----

各諸室の利用料金(「1日利用市内」)は、下記のとおり文化芸術施設に係る基礎運営管理費用を施設全体面積及び営業日数で除して、1日1平方メートル当たりの単価を算出し、それに各諸室の面積を乗じて算出しています。

その他共用スペースを占有して利用する場合の利用料金は、単価を想定開館時間(10時から18時まで)で除して、1時間1平方メートル当たりの利用料金を算出しています。

光熱水費	10,837,800 円
施設維持管理費	25,520,000 円
人件費	53,540,000 円
文化芸術施設に係る基礎運営管理費用	89,897,800 円①

施設延床面積 3,110.89 m<sup>2</sup>②

営業日数 300 日③

1日1平方メートル当たり 97 円①/(②\*③)

	面積(m <sup>2</sup> )	単価(円)	(円)		
メインギャラリー	573.52	× 97 =	55,631	≒	60,000 円
サブギャラリー	140.90	× 97 =	13,667	≒	14,000 円
キューブホール	186.53	× 97 =	18,093	≒	18,000 円
アトリエ	58.97	× 97 =	5,720	≒	6,000 円
会議室	36.05	× 97 =	3,497	≒	4,000 円

その他共用スペース	単価(円)	開館時間(時間)	
1時間につき1平方メートル当たり	97 ÷	※10時から18時まで 8 =	12 円